

答申日：令和4年3月16日

件名：令和3年3月定例会市民文教委員会・予算審査特別委員会の音声データ「●●●●」質問質疑関係分全ての非公開決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

刈谷市議会議長（以下「議長」という。）が、「令和3年3月定例会市民文教委員会・予算審査特別委員会の音声データ「●●●●」質問質疑関係分全て」（以下「本件対象文書」という。）の公開請求に対し、その全部を非公開としたことは、妥当である。

2 審査請求人の主張の要旨

（1）審査請求の趣旨

審査請求人が令和3年3月25日付けで行った刈谷市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公開請求に対し、議長が同年4月9日付け刈議第213号により行った非公開決定について、当該決定を取り消し、本件対象文書の公開を求めるものである。

（2）審査請求の理由

審査請求人が審査請求書等において主張する審査請求の理由は、総合すると概ね次のとおりである。

ア 本件対象文書は、公開されなければならない。

イ 刈谷市議会委員会傍聴規程（以下「傍聴規程」という。）第7条に傍聴人による会議の録音等を禁止する規定があることを非公開の理由としているが、同条の規定は、「特に委員長の許可を得た場合は、この限りでない」としており、一律に全ての会議の録音等を禁止しているものでないため、非公開の理由とはならない。

ウ 本件対象文書を公開することは会議の出席者に心理的制限がかかり率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとしているが、市議会が行う会議は法律に基づく秘密会以外は公開され、議事内容は議事録として公

開されるものであるため、そのようなことは生じ得ない。

エ 本件対象文書を公開することは不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとしているが、具体的にどのような混乱が生じるおそれがあるかの説明がなく、公開しない理由の記載に不備があるため非公開決定処分は取り消され公開されなければならない。

オ 国の情報公開・個人情報保護審査会は、平成14年1月11日に実施された法曹養成検討会の内容を記録した録音テープの不開示決定に関する件の答申において、録音テープの一部を開示すべきであるとしている（内閣府情報公開・個人情報保護審査会 平成15年2月7日答申（平成14年度（行情）第453号））。

カ 本件対象文書に言い間違い等の議事録には記載がされない情報を含むことを非公開の理由としているが、本件対象文書に含まれる情報は文法的に整理されたものでないことは当然であり、そのことを前提に公開されるものであるため、誤解や混乱を招く可能性は考えられない。

キ 刈谷市議会の本会議の一般質問等については刈谷市議会のホームページで閲覧でき、ケーブルテレビでも内容を放映しているため、刈谷市議会の委員会についても公開されるべきである。

3 実施機関の説明の要旨

(1) 経緯について

ア 審査請求人は、令和3年3月25日付けで、議長に対し本件対象文書について、条例第6条第1項の規定により公開請求を行った。

イ 議長は、アの公開請求に対し、本件対象文書の全部を発言者に心理的制限がかかり率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ及び不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められるため条例第7条第4号に該当するとして、同年4月9日付け刈議第213号により非公開決定を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年4月30日付けで審査請求をしたものである。

(2) 非公開決定について

非公開情報の該当性について、以下のとおり主張する。

傍聴規程第7条は、刈谷市議会の委員会における傍聴人の録音等を原則禁止としている。その趣旨は、傍聴人が会議を録音した場合、その録音された音声データが公にされることにより、会議の出席者に心理的制限がかかり率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ及び不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるためと解される。本件対象文書を公開することは、傍聴人による会議の録音等を許可することと同様の事態が生じることとなり、同条の趣旨を没却することになる。また、刈谷市議会の本会議の映像の公開については、議長にあらかじめ許可を得てホームページ等で公開しているものであり、刈谷市議会の委員会については、委員長は録音、録画等の許可はしておらず、映像の公開はしていないため、状況が異なるものである。

本件対象文書の公開請求は、会議の議事内容の公的記録である会議録が完成する以前に行われたものであり、会議録に記載されない情報を含む本件対象文書を公開することにより、議事内容が誤って認識され、不当に市民の間に混乱を与える可能性は十分に想定される。

以上のことから条例第7条第4号に該当する。

(3) 非公開とした理由の記載について

公開しない理由の記載に不備があるとの審査請求人の主張に対して、以下のとおり主張する。

非公開決定通知には、本件対象文書が条例第7条第4号に該当する旨及び同号に規定する非公開情報のうち率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ及び不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報に該当すると理由を示しており、不備はない。

4 審査会の判断

(1) 判断の理由

実施機関は、本件対象文書の全部が条例第7条第4号に該当するとして、全部を非公開とする決定を行った。

これに対して、審査請求人は、本件対象文書は非公開情報に該当せず、非公開とした理由の記載に不備があるとして、当該決定の取消しを求めているが、実施機関は、当該決定及びその理由の記載事項は妥当としていることか

ら、当審査会では、その妥当性について、以下検討する。

ア 条例第7条第4号該当性について

条例第7条第4号は、「意思形成過程等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」と定めている。

本件対象文書は、令和3年3月定例会市民文教委員会・予算審査特別委員会（以下「本件会議」という。）の議事録を作成するため、実施機関が議事内容を録音した音声データのうち特定の市議会議員の質問、質疑部分に当たるものである。刈谷市議会においては、委員会の議事内容については、逐語的な議事録を作成することとされている。その作成は、録音機器によって議事内容を録音し、その記録媒体をAIによる反訳を行い、実施機関の職員がそれを校正する方法により作成される。また、刈谷市議会の委員会は、傍聴規程第7条の規定により委員長の許可を得た場合を除き「傍聴人は、会議室において写真撮影、録画、録音等をしてはならない。」と定められており、本件会議は、傍聴人による録音は禁止されていた。

傍聴規程が傍聴人による会議の録音を原則禁止としている趣旨は、会議において自由^{かつたつ}闊達な意見交換が抑制されることを防ぐとともに、その録音データが発信されることによる市民の誤解や憶測に基づく混乱を回避するためのものであると考えられる。傍聴人の録音が許された場合、録音した音声を部分的に切り取って様々な場面で再生し、又はインターネット上で公開され、本来の発言の意図とは異なる解釈で市民に伝わり、発言者が厳しい批判にさらされることが想定され、積極的に意見や質問等を述べる^{かつたつ}ことが多少なりとも委縮することになりかねない。議事録を作成するために議事内容を録音した音声データを公開することは、傍聴人による会議の録音を許可することと同様の事態が発生することとなるため、自由^{かつたつ}闊達な意見の交換を抑制するおそれ及び市民に誤解や憶測に基づく混乱を与えるおそれがあると認められる。

したがって、本件対象文書が条例第7条第4号に該当することを理由に

非公開とした実施機関の決定は、妥当であると判断する。

イ 部分公開の義務について

本件対象文書は、前述のとおり特定の市議会議員の質問、質疑部分を録音した音声データであり、その全体が本件会議の議論の部分に当たるものである。議事録作成の趣旨及びその公開の目的に鑑みると、AIが反訳した文書を校正し、議事録として責任ある形で完成させなければ、正式な議事内容を証する文書といえず、議事録作成過程における本件対象文書は、全体が本来の議事内容とは異なる解釈で市民の間に伝わることで誤解を招き、混乱を生じさせるおそれがあると認められる。

また、審査請求人は、本件対象文書が公開されるべきであると主張する理由に内閣府情報公開・個人情報保護審査会 平成15年2月7日答申（平成14年度（行情）第453号）を提示している。しかし、この答申において開示されるべきとされた部分は、あいさつ等の会議の議論以外の部分に限られており、会議の議論の内容を録音した部分については、開示の対象とされていない。本件対象文書は、本件会議の議論の部分で録音したものであるから、この答申の趣旨から判断しても、本件対象文書の公開を認めるべきであるとする根拠とはなり得ないものである。

したがって、本件対象文書の全部を非公開とした実施機関の決定は、妥当であると判断する。

ウ 非公開とした理由の記載について

条例第12条第2項は、「実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないときは、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない」ことを定めており、決定の書面主義に加えて、刈谷市情報公開規則で定める刈谷市公文書非公開決定通知書の様式には、公開しない理由の付記が要求されているところである。この理由の提示は、最判平成4年12月10日判時1453号116頁によると、実施機関の決定の判断を慎重にさせること及び決定の適正化を図るものであるため、実施機関は決定の該当条項を単に示すのみでは十分でなく、条例の非公開事由のどれに、どの部分が該当するかをその根拠とともに示すべきであるとされている。

非公開決定通知によると、本件対象文書を公開しない理由は「音声データについては、刈谷市議会委員会傍聴規程第7条においても傍聴人が会議を録音等することを禁止する規定があり、会議の音声データを公開することは、発言者に心理的制限がかかり率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ及び不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある。このため、刈谷市情報公開条例第7条第4号に該当することから、非公開とする。」とされており、本件対象文書の全体が条例第7条第4号の非公開事由に該当することに加えて、その根拠についても十分に読み取ることができる。

したがって、審査請求人の主張には、傾聴すべきところがあるが、本件対象文書を非公開とした決定における不備は認められない。

(2) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和4年3月16日

刈谷市情報公開・個人情報保護審査会

会 長	永 田 靖 章
委 員	石 川 克 彦
委 員	加 藤 千 冬
委 員	加 藤 時 彦
委 員	真 島 聖 子